

現物出資について

1. 現物出資とは

現物出資とは、金銭以外の財産を出資する方法です。

現物出資の目的となる財産は、譲渡可能なもので、貸借対照表に資産として計上できるもの（金銭で価格を評価できるもの）であれば出資可能です。

したがって、譲渡できないもの（譲渡禁止債権、一身専属権等）や金銭で評価できないものは現物出資の対象となりません。

2. 現物出資の対象となる財産

具体例

- ① 動産（商品、原材料、機械、パソコン等OA機器、事務用品、自動車等）
- ② 不動産（土地、建物、マンション、地上権、賃借権等）
- ③ 有価証券（株式、社債券、国債証券、地方債証券等）
- ④ 知的財産権（著作権、商標権、特許権、実用新案権、営業権、鉱業権等）
- ⑤ のれん（得意先関係、仕入先関係、営業上のノウハウ等）
- ⑥ 金銭債権（会社への貸付金債権等）
- ⑦ その他（営業の全部又は一部）

※債権を現物出資するには、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 弁済期が到来していること（弁済期が未到来の金銭債権であっても、期限の利益を放棄していること）
- (2) 総勘定元帳など当該金銭債権の金額・債権者名について記載のある会計帳簿を登記申請の際に提出すること（複数の金銭債権を出資する場合は、各債権について会計帳簿に記載があること（〇月〇日付金〇円として内訳が書いてあるものでも可。）

3. 財産の評価方法

現物出資する財産の評価方法については登記上特に規定はありませんが、**不動産については鑑定評価額を下回ることはできません。**

時価、市場価格、帳簿価格、評価額等があるもの、外貨建て債券や仮想通貨などのようにレートで換算するものなどは、租税、その他の問題が生じることがあるので、税務署や税理士等にご相談ください。

法務局では現物出資財産の価格の算定方法や妥当性についてはお答えできません。

4. 検査役の検査

現物出資をする場合、裁判所に検査役の選任の申し立てをし、現物出資財産の価額を検査役に検査させる必要があります。

不動産と不動産以外の財産を同時に現物出資する場合は、不動産の価額が500万円を超えていない場合でも、現物出資財産の価額の総額が500万円を超える場合は検査役の検査が必要になるので、ご注意ください。

なお、以下の場合は、検査役の検査は不要です。

1. 引受人に割り当てる株式の総数が、直前の発行済株式総数の10分の1以下である場合
2. 現物出資財産につき、設立時定款又は募集株式発行の募集事項の決定の際に定められた価額の総額が500万円以下である場合
3. 市場価格のある有価証券につき募集事項の決定の際に定められた価額の総額が、①その決定日における最終市場価格（決定日に取引がない場合等にあつては、その後最初にされた売買取引の成立価格）又は、②公開買付等に係る契約における価格のうちいずれか高い額以下である場合
4. 現物出資財産につき、設立時定款又は募集株式発行の募集事項の決定の際に定められた価額が相当であることについて、弁護士、公認会計士、税理士等の証明（不動産については、更に不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合
5. 会社に対する弁済期到来済みの金銭債権につき募集事項の決定の際に定められた価額が、会社における負債の帳簿価額以下である場合

現物出資財産の記載方法

1. 動産

1. ○○社製○年型 普通自動車
車体番号 ○○-○○
車両番号 千葉○○ あ ○○-○○
この評価額 金○○万円

1. ○○社製パソコン 型番AB-1000
この評価額 金○○万円

2. 不動産

1. ○県○市○町○番○の 宅地 ○○. ○○㎡
この評価額 金○○万円

1. ○県○市○町○番地○ 家屋番号○番○の 建物
居宅 スレートぶき 2階建て
1階 ○○. ○○㎡ 2階 ○○. ○○㎡
この評価額 金○○万円

3. 債権

1. 債権者○○○○と債務者株式会社○○○○との間における令和○年○月○日付け金銭消費貸借契約に基づく、弁済日を令和○年○月○日とする債権額金○○万円の金銭債権
この会計帳簿の価額 金○○万円

※債権を記載する場合は、契約日付ごとにそれぞれの金額を記載する必要があり、複数の債権をまとめて記載することはできません。

複数の債権をまとめたい場合は、まとめた債権について改めて債務承認契約を締結し、下記のように記載してください。

債権者○○○○と債務者株式会社○○○○との間における令和○年○月○日付け債務承認契約に基づく金銭債権金○○万円

A 設立時定款で現物出資を定める場合の記載例・書式

定款記載例

(本文中ではなく、附則に定めて下さい。)

第〇条 (現物出資)

現物出資をする者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数は次のとおりである。

- (1) 現物出資者の氏名又は名称 ○○○○
- (2) 現物出資の財産及びその価額
 1. ○○社製パソコン 型番AB-1000
この評価額 金○○万円
- (3) 割り当てる設立時発行株式の数 ○○株

財産引継書

現物出資の目的たる財産の表示

1. ○○社製パソコン 型番AB-1000
定款記載の価額 金○○万円

以上、私所有の上記財産を現物出資として給付します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

発起人 ○○○○

○○商事株式会社 御中

調査報告書

令和○年○月○日○○商事株式会社（設立中）の設立時取締役を選任されたので、会社法第46条の規定に基づいて調査をしたところ、その結果は以下のとおりであり、法令若しくは会社法の規定に違反又は不当な事項は認められません。

1. 発起人○○○○の現物出資財産は、会社法第33条第10項第1号に該当し、定款に記載された価格の総額金○○万円は相当であると認められる。
2. 出資の履行については、別紙財産引継書により、完了していると認められる。
3. 会社成立後に譲り受けることを約した財産、会社成立により発起人が受ける報酬そのほかの特別の利益、会社の負担する設立に関する費用の定めはない。

令和○年○月○日

○○商事株式会社

設立時取締役 ○○○○

資本金の額の計上に関する証明書

- ① 払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第43条第1項第1号）
金〇〇円
- ② 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額
（会社計算規則第43条第1項第2号）
金〇〇円
- ③ 資本金等増加限度額（①+②）
金〇〇円

資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第43条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

B 募集株式発行で現物出資を行う場合の記載例・書式 臨時株主総会議事録

令和〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数 〇〇名

発行済株式の総数 〇〇〇〇株

議決権を行使することができる株主の数 〇〇名

議決権を行使することができる株主の議決権の数 〇〇〇〇個

出席株主数（委任状による者を含む） 〇〇名

出席株主の議決権の数 〇〇〇〇個

出席取締役 〇〇〇〇（議長兼議事録作成者）

〇〇〇〇

以上のとおり株主の出席があったので、定款の定めにより代表取締役社長 〇〇〇〇は議長席につき、本臨時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 募集株式の発行に関する件

議長は、資本金の額を〇〇万円増加して〇〇万円としたい旨を述べ、下記要領により募集株式を発行することにつきその可否を諮ったところ、満場異議なくこれを可決した。

記

- 1 募集株式の数 〇〇株
- 2 募集株式の発行方法 第三者割当てとする。
- 3 募集株式の払込金額 1株につき金〇〇万円

4 現物出資に関する事項

次の財産を現物出資の目的財産とする。

1. 〇〇社製パソコン 型番AB-1000
この評価額 金〇〇万円

※ここに「現物出資財産の記載方法」の例に従って、現物出資財産を記載します。

- 5 募集株式と引換えにする現物出資財産の給付期日 令和〇年〇月〇日
- 6 増加する資本金額 金〇〇〇円

第2号議案 募集株式割当ての件

第1号議案にて可決された「募集株式の発行に関する件」に関する割当事項を以下のとおりとしたい旨を述べ、その可否を諮ったところ、満場異議なくこれを可決した。

- 1 募集株式の数 〇〇株
- 2 割当て方法 第三者割当とし、発行する募集株式を次の者に与える。
〇山〇男 〇〇株
- 3 条件 上記第三者から申込みがされることを条件とする。

議長は以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前〇時〇分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長、出席取締役がこれに記名する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社臨時株主総会

議長取締役 〇〇〇〇

取締役 〇〇〇〇

現物出資引継書

1. ○○社製パソコン 型番AB-1000
この評価額 金○○万円

以上総計 金○○円
この株数 ○○株

以上、私所有の上記財産を現物出資として給付します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

株式申込人 ○山○男

○○商事株式会社 御中

資本金の額の計上に関する証明書

- ① 払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第14条第1項第1号）
金〇〇円
- ② 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額
（会社計算規則第14条第1項第2号）
金〇〇円
- ③ 資本金等増加限度額（①+②）
金〇〇円

募集株式の発行により増加する資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第14条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

なお、本募集株式の発行においては、自己株式の処分を伴わない。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役 〇〇〇〇